

健衛発0331第1号
平成22年3月31日

各(地方厚生局長)殿
都道府県衛生主管部(局)長

厚生労働省健康局生活衛生課長



生活衛生関係営業の振興計画の認定等の取扱いの 一部改正について

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第56条の3第1項に基づき生活衛生同業組合又は生活衛生同業小組合が作成し認定を受けた振興計画の実施状況報告については、「生活衛生関係営業の振興計画の認定等の取扱いについて(平成15年2月14日健衛発第0214002号当職通知)(以下「通知」という。)」の「5振興計画の実施状況の報告」により、認定を受けた組合等から毎事業年度経過後3か月以内に都道府県衛生主管部(局)長を経由して地方厚生局長あて提出いただいているところです。

昨今、行政における事業の見直し等が求められている中で、事業実施に当たっては、実施状況の把握及びその評価を行うことにより、より効果的な事業となるよう改善することが求められています。

については、通知記の5を以下のとおり改正し、平成21年度実施状況報告から適用しますので、その取扱に遺漏の無いようよろしくお取り計らい願います。

記

5 振興計画の実施状況等の報告

振興計画について厚生労働大臣の認定を受けた組合等は、毎事業年度経過後3か月以内に、様式第3により、振興計画の実施状況についての報告書を都道府県衛生主管部(局)長を経由して地方厚生局長に提出すること。

ただし、5年計画の4年目終了時及び5年目終了時の実施状況報告の提出の際には、様式第3に加え様式第4を作成し、併せて提出すること。

なお、地方厚生局長は提出のあった様式第4について、その写しを当職まで送付すること。

※中間評価(5年計画の4年終了時)：次期振興指針改正の参考とするため

事後評価(5年計画の5年終了時)：制度全体の改善につなげるとともに、各業種の新たな5か年の振興計画推進の参考とするため

【様式第4】

○ 振興計画に基づく振興事業の _____ 年間の実施状況まとめについて

組合名: _____

全体についての自己評価		自己評価	
-------------	--	------	--

事業名	平成 年度～ 年度の振興計画	振興計画の実施状況	振興計画に対する実施状況の自己評価	自己評価

(注)

- 1 「事業名」欄は、認定を受けた事業名を記載。
- 2 「平成 年度～ 年度の振興計画」欄は、認定を受けた際の「概要(計画)」欄に記載した概要を記載。
- 3 「振興計画の実施状況」欄は、5年計画の4年目の場合は、4年間の実施状況を記載し、5年計画の5年目の場合は、5年間の実施状況を記載。
- 4 「振興計画に対する実施状況の自己評価」欄には、実施状況を踏まえ、自己評価を記載。
- 5 「自己評価」欄には、左欄に記載した自己評価について、次の区分に従ってその記号(A～E)を記載。

A 達成	B 概ね達成	C 半分程度達成	D 一部の事業のみ達成	E 未実施(未計画)
------	--------	----------	-------------	------------
- 6 作成したファイルについて、可能な限り次のメールアドレス宛ファイルを送信すること。
* 厚生労働省健康局生活衛生課組合振興係 shinkou@mhlw.go.jp

○生活衛生関係営業の振興計画の認定等の取扱いについて

[平成15年2月14日 健衛発第0214002号
各地方厚生局長・各都道府県衛生主管部(局)長宛 厚生労働省健康局生活衛生課長通知]

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第56条の3第1項に基づき生活衛生同業組合又は生活衛生同業小組合が作成する振興計画の認定等については、同条に定めるほか生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令（昭和32年政令第279号）第5条及び第6条並びに生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則（昭和32年厚生省令第37号）第15条及び第16条によることとされているが、その取扱いについては、下記の事項に留意の上、遺憾のないよう配慮されたい。

また、各都道府県衛生主管部局にあっては、今回の取扱いについて、貴管下の生活衛生同業組合及び都道府県生活衛生営業指導センターに対し、周知方、御配慮願いたい。

なお、「食鳥肉販売業の振興指針の取扱いに関する留意事項について」（昭和63年4月22日衛指第101号厚生省生活衛生局指導課長通知）、「氷雪販売業の振興指針の取扱いに関する留意事項について」（平成3年6月18日衛指第100号厚生省生活衛生局指導課長通知）、「振興計画に基づく振興事業実施状況報告について」（平成3年5月31日衛指第92号厚生省生活衛生局指導課長通知）及び「振興計画に基づく振興事業実施状況報告等について」（平成9年5月13日衛指第99号厚生省生活衛生局指導課長通知）は、廃止する。

記

1 振興計画の作成について

- (1) 振興計画は、地域における営業の実態及びその将来ビジョンに立脚したものであること。
 - (2) 振興計画は、振興指針に準拠した総合的な計画であること。
 - (3) 資金計画については、資金の額及び調達方法に無理のないよう十分配慮すること。
 - (4) 振興計画に定める振興事業は、組合員が公平に、かつ、その相当部分が参加できること。
 - (5) 振興計画の期間は、原則として、事業の内容が振興指針の目標年度の期間中に終了する計画となっていること。
ただし、事業の内容、地域の実状等からこれにより難い場合は、振興指針の目標年度を超えて計画期間を設定しても差し支えないこと。
 - (6) 振興計画の事業の実施に当たっては、利用者又は消費者の利益に資するものであること。
- なお、生活衛生同業小組合（以下「小組合」という。）の事業については、共同施設に係るものに限るものであること。

生活衛生関係営業の振興計画の認定等の取扱いについて

2. 振興計画の認定の申請手続

- (1) 認定の申請書（添付書類を含む。以下同じ。）は、様式第1により、都道府県衛生主管部を経由して地方厚生局に提出するものであること。
- (2) 都道府県衛生主管部局は、認定申請書の提出を受けたときは、当該申請書に不備がないかどうかを確認の上、副本1通を控えとし、正本1通及び副本1通を地方厚生局あて速やかに送付すること。

3. 振興計画の認定における留意点

地方厚生局においては、振興計画の認定に当たって、次の点に留意すること。

- (1) 振興事業の目標及び内容が振興指針に照らして適切なものであること。
- (2) 当該生活衛生同業組合（以下、「組合」という。）又は小組合の組合員の相当部分が当該振興事業に参加するものであること。
- (3) 振興事業の実施時期並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が当該振興事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (4) 振興事業の実施により、当該営業の衛生水準の向上が図られ、かつ利用者又は消費者の利益に資すると認められるものであること。

4. 振興計画の変更

組合又は小組合は、認定を受けた振興計画を変更しようとする時は、変更認定の申請書を、様式第2により、都道府県衛生主管部局を経由して地方厚生局に提出するものであること。

なお、都道府県における取扱手続、及び地方厚生局における認定の留意点については、前記二(二)及び三に準ずること。

5. 振興計画の実施状況の報告

振興計画について厚生労働大臣の認定を受けた組合又は小組合は、毎事業年度経過後3か月以内に、様式第3により、振興計画の実施状況についての報告書を都道府県衛生主管部局を経由して地方厚生局に提出すること。

6. 振興計画の実施に係る助成措置

認定を受けた振興計画に従って振興事業を実施する組合若しくは小組合、又は当該組合員に対する助成措置は、次のとおりであること。

- (1) 当該計画に基づいて行う施設又は設備の整備に必要な設備資金について、国民生活金融公庫から有利な条件で融資が受けられるほか、振興事業を実施するのに必要な運転資金の融資も受けられるものであること。
- (2) 当該計画に基づいて行う共同施設について、初年度100分の8の特別償却が認められていること。

7. その他

沖縄県にあっては、この通知中「国民生活金融公庫」とあるのは、「沖縄振興開発金融公庫」と読み替えるものとすること。

第1編 総則

樣式第 1

振興計画認定申請書

平成 年 月 日

地方厚生局長 殿

住所
名称及び代表者氏名 印

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の3第1項の規定に基づき、下記の振興計画について認定を受けたく申請します。

記

1 振興計画の概要

(例文)

実施時期 平成 年 月 ~ 平成 年 月

2 地区における営業の概況

- (1) 施設数の状況
 - (2) 現状及び課題
 - (3) その他の状況

3 組合員数の年次推移及び振興事業に参加する者

(单位：人)

区分	平成 年	平成 年	平成 年	現在
組合員数				
参加者数				

(注) 直近4か年の数字を記載する。

生活衛生関係営業の振興計画の認定等の取扱いについて

4 振興事業の目標

(注) 目標年度における営業の振興の目標を記載する。

5 振興事業の効果

(注) 振興事業の目的が達せられたときの営業者、当該業種及び利用者又は消費者に与える効果並びに影響等について記載する。

6 振興事業の内容及び実施時期

事 業 名	事 業 の 概 要	事業の実施時期

(注) ア 事業名は、振興事業の目標に応じて記載する。

イ 事業の概要は、事業の具体的な内容、実施方法等について記載する。

また、共同事業に係るものは、当該事業に参加する組合員数についても記載する。

7 振興事業を実施するのに必要な借入資金の額及び調達方法

(単位：万円)

事 業 名	施設、設備等の種類	資 金 額	調 達 方 法	
			国金公庫	その 他

(注) ア 事業名は、前記6の事業別に記載する。

イ 施設、設備等の種類は、店舗（新築、増築及び改築）、衛生設備、近代化設備、省エネ設備、事業資金（運転資金）とする。

第1編 総則

8 添付書類

施行規則第15条第2項各号に掲げる以下の書類を添付する。なお、添付する事業計画書の内容等については、本申請書と整合させること。

- ア 振興計画についての議決をした総会又は総代会の議事録の謄本
- イ 定款及び規約（規約については、振興計画に関する事項を定めているものに限る。）
- ウ 前事業年度の事業概要報告書及び収支決算書
- エ 前事業年度末の貸借対照表
- オ 当該振興事業に係る各事業年度の事業計画書及び収支予算書

生活衛生関係営業の振興計画の認定等の取扱いについて

様式第2

振興計画の変更認定申請書

平成 年 月 日

地方厚生局長 殿

住 所

名称及び代表者氏名 印

平成 年 月 日付けで認定を受けた振興計画について、下記のとおり変更したいので、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令第6条第1項の規定に基づき、認定を受けたく申請します。

記

1 変更事項の内容及び変更の理由

事業名	現行計画	変更計画	変更理由

(注) ア 事業名は、変更のあった事業について、振興事業の目標に応じて記載する。

イ 中止する事業についても、その理由を具体的に記載する。

2 振興事業の内容及び実施時期

事業名	事業の概要	事業の実施時期

(注) ア 事業名は、振興事業の目標に応じて記載する。

イ 事業の概要は、事業の具体的な内容、実施方法等について記載する。

また、共同事業に係るものは、当該事業に参加する組合員数についても記載する。

第1編 総則

3 振興計画を実施するのに必要な借入資金の額及び調達方法

(単位：万円)

事業名	施設、設備等の種類	資金額	調達方法	
			国金公庫	その他

(注) ア 事業名は、前記2の事業別に記載する。

イ 施設、設備等の種類は、店舗（新築、増築及び改築）、衛生設備、近代化設備、省エネ設備、事業資金（運転資金）とする。

4 添付書類

(注) 施行規則第16条第2項各号に掲げる以下の書類を添付する。

ア 当該変更についての議決をした総会又は総代会の議事録の謄本

イ 当該振興事業の実施状況を記載した書面

ウ 当該変更に伴い様式第1の8イ又は同才の内容に変更があった場合には、その変更に係る書類

生活衛生関係営業の振興計画の認定等の取扱いについて

様式第3

平成 年度における振興事業の実施状況報告

平成 年 月 日

地方厚生局長 殿

住 所

名称及び代表者氏名

印

平成 年 月 日付けで認定を受けた振興計画の平成 年度の実施状況について、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の3第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 振興計画に基づく振興事業実施状況

事 業 名	計 画	実 績

(注) ア 計画及び実績は、事業の内容、設備等の設置等について簡潔に記載する。
イ 当該報告年度分のみ作成する。

2 振興事業を実施した借入資金の額及び調達方法の状況

(単位：万円)

事 業 名	施設、設備等の種類	資 金 額	調 達 方 法	
			国金公庫	そ の 他

(注) ア 施設、設備等の種類は店舗（新築、増築及び改築）、衛生設備、近代化設備、省エネ設備、事業資金（運転資金）とする。
イ 当該報告年度分のみ作成する。